選定要領

（ＪＴ跡地暫定利用企画・運営業務委託）

1　選定方法について

適正な参加申請のあった者（以下「参加者」という。）について、選定委員会において、プレゼンテーションによって企画提案書等の内容を下記の要領で審査し、受託予定者を選定する。

（１）プレゼンテーションの実施日

２０２６年１２月中旬

・　参加申請書等の受付終了後、参加者に個別に日時・場所を連絡します。

・　指定した日時に参加できない場合は参加申込みを無効とします。

（２）審査対象となる書類

・　企画提案書（別紙　「企画提案書作成要領」参照）

・　公共性（施策反映）評価提出書（別紙　「公共性（施策反映）評価について」参照）

・　価格提案書

・　内訳書

（３）審査する内容

「(２)審査対象となる書類」で示す内容及びその内容に対する質疑応答などから総合的に審査する（別紙　「採点表（審査基準)」参照)。

（４）プレゼンテーション

・　公募型プロポーザル方式業務委託参加申請書に記載された業務責任者が行うことを原則とする。

・　会場に入室可能な人数はプレゼンテーションを行う者を含めて３名以内とする。

・　１者あたりのプレゼンテーションの時間配分の目安

→　**企画提案書等の説明　２０分**

→　**質疑応答　　２５分　合計４５分**とする。

・　実施に当たってはパソコン等の機器を使用しても構いません。スクリーン及びプロジェクターは市で準備します。

・　企画提案書以外の資料を当日に配布することはできません。

（５）審査の方法

①　選定委員会が採点表（審査基準）をもとに採点及び集計したものを得点とし、最高得点者を受託予定者として選定する。

②　採点表（審査基準）の項目「価格」の算出式は次のとおりとする。

価格＝（各参加者のうち最低提案市負担額÷各参加者の提案市負担額）×32 点

※　提案市負担額は、(様式５）価格提案書の「１　ＪＴ跡地暫定利用企画・運営業務 委託料提案価格」から、「２　収益事業用地 月額貸付料　提案価格」に 38 ヶ月（貸付期間：2027 年２月１日～2030 年３月 31 日）を乗じて得た額を引いた額とする。

なお、審査上、収益事業用地の貸付期間を 38 ヶ月としているが、実際の同用地の貸付期間は、受託予定者決定後に、提案を踏まえ、市との協議により決定する。

※小数点以下は切り捨てとする。

③　最高得点者が複数ある場合は、採点表（審査基準）の項目「市民交流用地」の得点が最も高い者を選定する。

④　③の得点も同じ者が複数ある場合は、採点表（審査基準）の項目「価格」の得点が最も高い者

を受託予定者とし、それも同点の場合は、くじにより受託予定者を選定する。

- **選定委員の採点の合計が、満点（100 点×選定委員の人数）の５割に満たない参加者は失格とする。**

（６）選定結果の通知

- **２０２６年１２月中旬**（予定）に明石市ホームページに公表するとともに、参加者全員に文書による通知を行う。
- 選定結果についての異議申し立ては一切受け付けないため、了承した上で参加すること。